

# 住民生活のグローバル化や家族形態の変化に対応する住民基本台帳制度等のあり方に関する研究会について

住民の把握・記録を行うための住民基本台帳制度等について、以下の諸課題への対応方策を検討するため、昨年11月研究会を設置

- ① マイナンバーカード・電子証明書の海外継続利用
- ② 所有者不明土地問題等に対応する住民票等の除票の保存期間の延長

## 研究会メンバー等

石井 夏生利	(筑波大学図書館情報メディア系准教授)
板垣 淑子	(NHK名古屋放送局報道部チーフプロデューサー)
太田 匡彦	(東京大学法学政治学研究科教授)
小幡 純子	(上智大学大学院法学研究科教授) ※座長
小尾 高史	(東京工業大学科学技術創成研究院准教授)
高野 芳崇	(八王子市市民部市民生活課長)
手塚 悟	(慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任教授)
濱口 英之	(大阪市市民局総務部住民情報担当課長)
(オブザーバー)	
樋口 浩司	(J-LIS住基全国センター長)

## 開催実績

第1回	平成29年11月10日(金)	研究会の趣旨・目的 他
第2回	平成29年12月26日(火)	住民票及び戸籍の附票等について、公的個人認証制度について 他
第3回	平成30年1月22日(月)	電子証明書の海外利用について、住民票の除票及び戸籍の附票の除票について 他
第4回	平成30年2月22日(木)	電子証明書の海外利用等について 他
第5回	平成30年3月7日(水)	中間報告のとりまとめに向けた意見交換
第6回	平成30年5月1日(火)	中間報告のとりまとめに向けた意見交換

## ＜「グローバル化社会」「インターネット社会」への対応＞

- 海外に永住・長期滞在する日本国民の増加。(H28年約134万人)
- インターネットの人口普及率は83.5%、インターネットを活用した取引も近年急増。
- 在外投票におけるインターネット投票を求める声もある。
- 「世界最先端IT国家創造宣言」等の閣議決定では、海外におけるマイナンバーの利用や、海外転出後のマイナンバーカード・電子証明書の継続利用が求められている。

国内のマイナンバー・公的個人認証(電子証明書)制度は住民票を基礎とした制度。住民票は海外転出時に消除されることから、海外転出者に係る新たな個人認証の基盤を検討することが求められている。



- 海外転出後も消除されない戸籍の附票の活用(A案)、あるいは海外転出後の異動情報を住民票の除票に付記することを可能とすること(B案)により、新たな個人認証の基盤とすることができるのではないか。(→詳細次ページ)
- これにより、マイナンバー、マイナンバーカード、電子証明書<sup>(※)</sup>の海外継続利用が可能となるのではないか。

(※) 署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書

## ＜その他＞

- パソコンの世帯保有率減少・スマートフォンの保有率上昇を踏まえ、スマートフォンに搭載する電子証明書が必要ではないか。
- マイナンバーカードの電子証明書を健康保険証として利用するため、PIN(暗証番号)入力不要の認証方式について検討が求められている。  
⇒ 実現に当たっては、これらの電子証明書を、公的個人認証法令上明確に位置付けることを検討すべきではないか。

今後、総務省において関係省庁や地方公共団体、民間等から幅広く意見を聴取し、本研究会としてさらに検討を深める必要がある事項について審議を進め、最終的な報告書のとりまとめを行うこととしてはどうか。

## ＜「ライフスタイルや家族形態の変化」への対応＞

- 所有者不明土地問題では、政府、与党、民間の検討会議において、住民票等の除票の保存期間の延長を求める意見・指摘がある。
- 個人の一生において一人で暮らすことが多くなることが想定される。
- ライフスタイルの変化に伴い、自分が誰なのかを証明するよう求められるケースが多くなる。
- 家族形態の変化に伴い、誰からも個人の一生を公証・確認されることができなくなるおそれがある。

現在の住民基本台帳制度について、個人の一生を確実に公証し、確認できる基礎台帳(公証・確認基盤)としての位置付けに改めることが求められている。

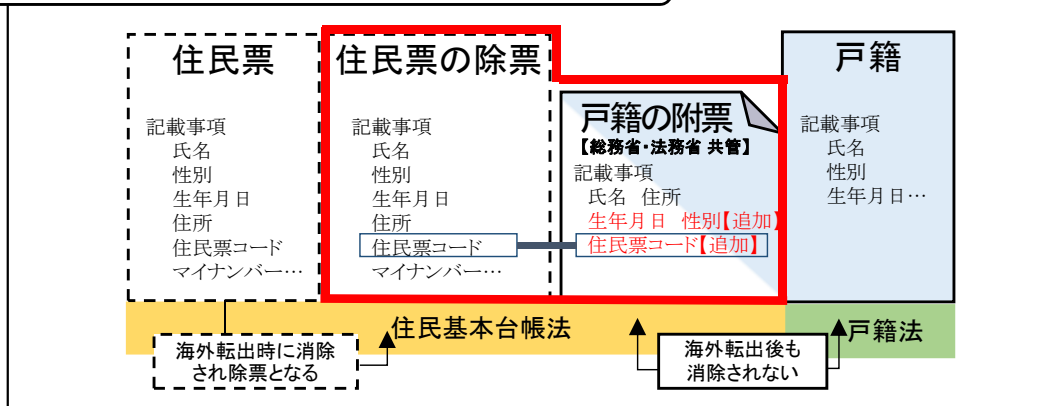


- 「除票簿」という概念を設け、住民票等の除票の保存期間を延長することが必要ではないか。その場合、保存期間は150年とすることが適当ではないか。
- 保存期間の長期化に伴う個人情報保護の観点から、不正取得等の防止のため、罰則の見直し等も検討することが必要ではないか。

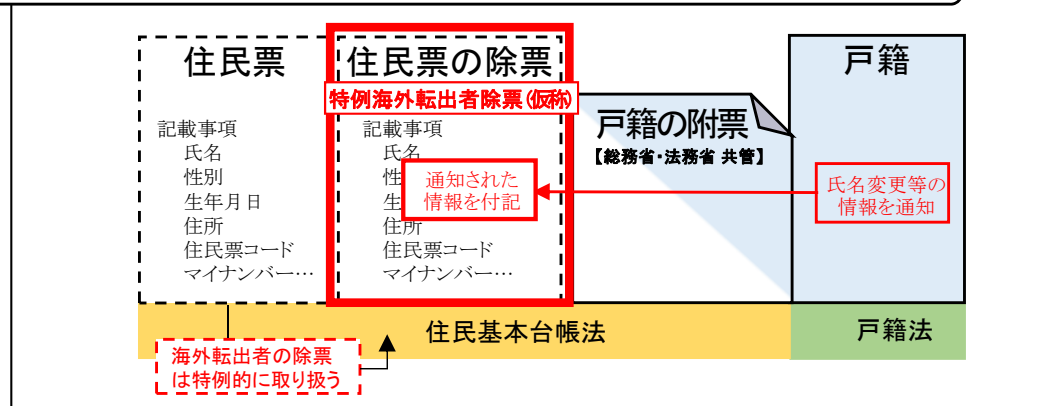
# 新たな個人認証基盤についての考え方

## 1. 基本的な考え方

### A案: 戸籍の附票を認証基盤とする



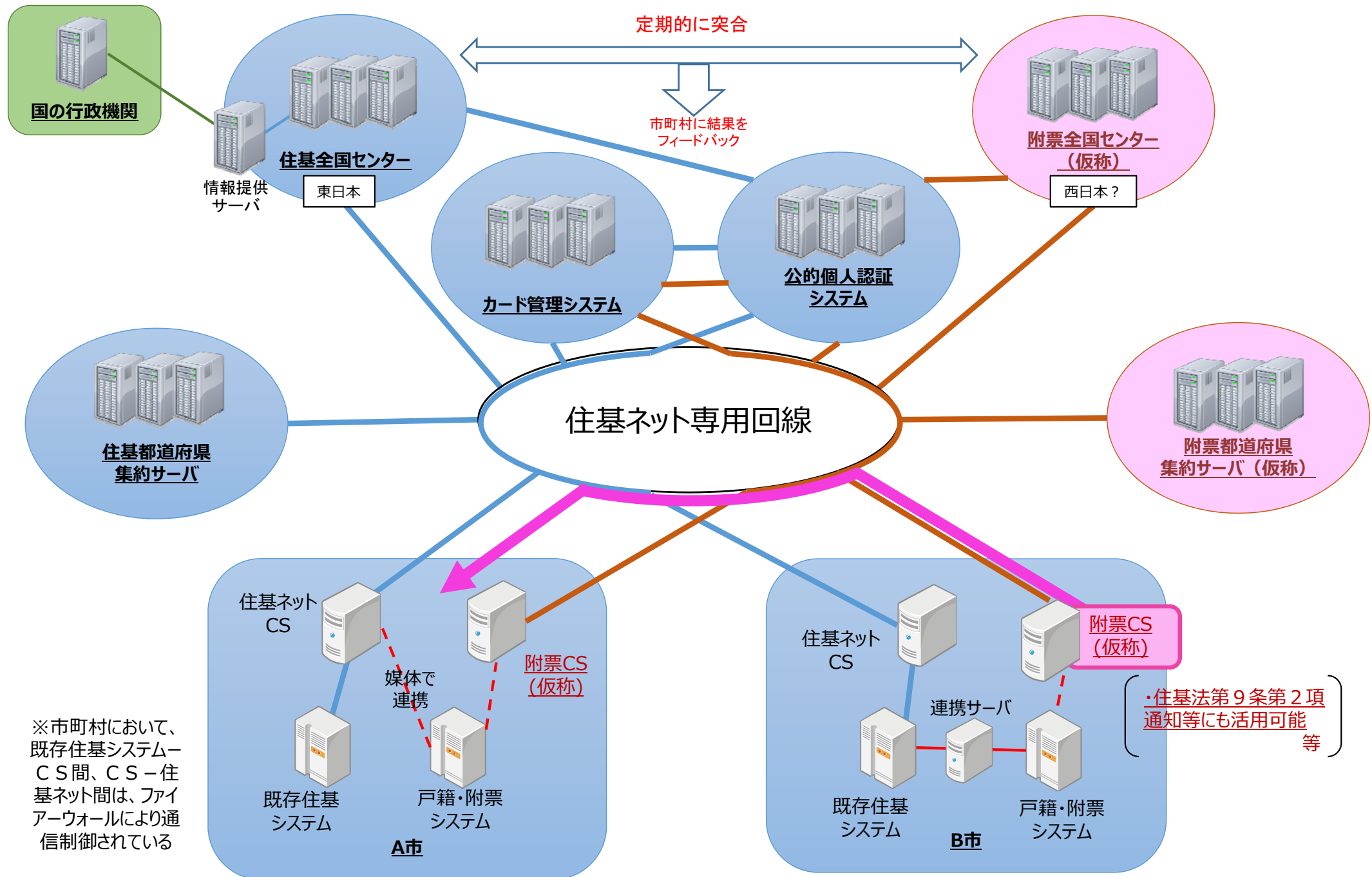
### B案: 特例海外転出者除票(仮称)を認証基盤とする



## 2. 両案について

	認証基盤	必要となる対応	特徴	課題
A案	戸籍の附票	<ul style="list-style-type: none"> <li>戸籍の附票の記載事項の追加 (性別・生年月日、住民票コード)</li> <li>附票情報を電子的に送信するサーバに加え、附票情報を全国的に管理するシステムの整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>最新の氏名・性別・生年月日を公証することが可能。</li> <li>本人確認情報のバックアップとしても活用が可能。</li> <li>現在一部郵送が残る戸籍と住民票間の情報のやりとりを、全て電子的に行うことが可能。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民票の氏名等の情報を戸籍の氏名等の情報と一致させるものとして使用されている戸籍の附票に性別・生年月日を追記し、新たな認証基盤として活用することをどう考えるか。</li> <li>附票については、法務省との十分な協議が必要となるのではないかな。</li> <li>海外転出者の認証基盤の制度を設けることを端緒として、全国民について附票の記載事項に性別・生年月日を新たに記載することをどう考えるか。</li> <li>B案と比較し、費用対効果をどう考えるか。</li> </ul>
B案	特例海外転出者除票(仮称) (海外転出者の住民票の除票については戸籍情報の変更を付記)	<ul style="list-style-type: none"> <li>海外転出者に係る除票については、特例的に異動情報を付記することを可能とする</li> <li>海外転出者の死亡、氏名・性別・生年月日の変更があった場合、本籍地市町村から最終住所地市町村へ通知する仕組みの構築</li> <li>戸籍と住民票間の通知等を電子的に行うサーバに加え、特例海外転出者除票情報を全国的に管理するシステムの整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>最新の氏名・性別・生年月日を公証することが可能。</li> <li>住基ネットシステムの一部改修により対応することも可能。</li> <li>現在一部郵送が残る戸籍と住民票間の情報のやりとりを、全て電子的に行うことが可能。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>居住関係の公証を目的とする住民基本台帳制度において、除票は単に過去の記載事項を保存しているものに過ぎないが、除票となった時点以降も変更情報を反映させることをどう考えるか。</li> <li>海外転出者のみを対象とするシステムを新たに構築することをどう考えるか。</li> <li>A案と比較し、費用対効果をどう考えるか。</li> </ul>

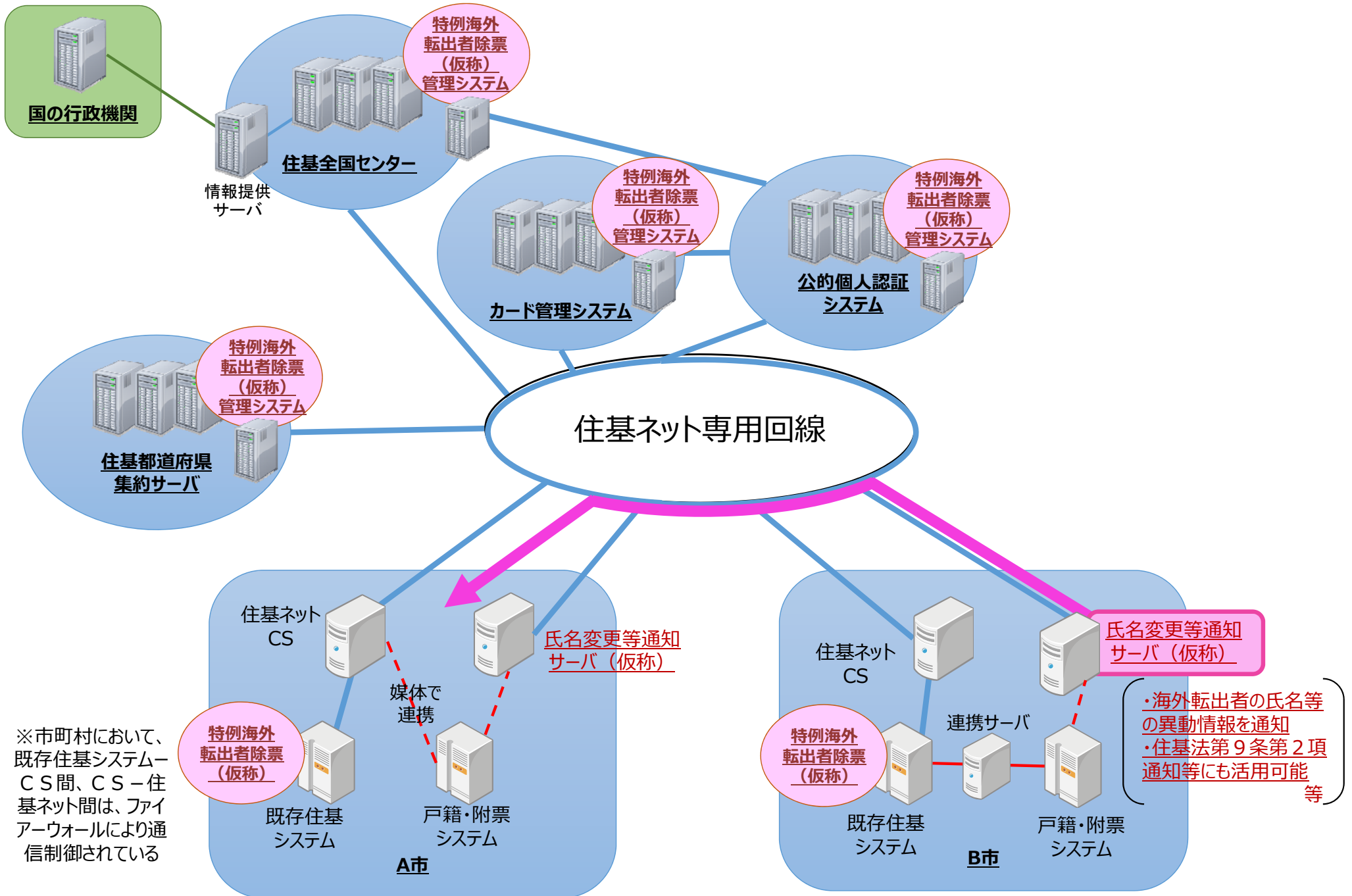
# イメージ図(附票管理システム(仮称))



※市町村において、既存住基システムーCS間、CSー住基ネット間は、ファイアーウォールにより通信制御されている



# イメージ図(特例海外転出者除票(仮称)管理システム)



※市町村において、既存住基システム—CS間、CS—住基ネット間は、ファイアーウォールにより通信制御されている